

この工事現場は

# 渋谷区公契約条例

が適用されています。

## 公契約条例とは

工事に従事する者の賃金の下限額を定め、労働条件の確保や事業の質の向上を図ることを目的とした条例です。



# あなたの賃金を確認してください。

○賃金が下限額より低くないか確認してください。

○あなたの下限額が記載された労働台帳を閲覧することができます。

令和4年度渋谷区労働報酬下限額（抜粋）

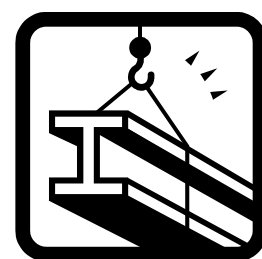
単位：円

職種	時給	日額（8時間）	職種	時給	日額（8時間）
特殊作業員	2,892	23,136	左官	3,162	25,296
普通作業員	2,509	20,072	配管工	2,712	21,696
軽作業員	1,755	14,040	はつり工	2,880	23,040
とび工	3,139	25,112	防水工	3,409	27,272
石工	3,072	24,576	内装工	3,150	25,200
電工	3,004	24,032	ガラス工	2,970	23,760
鉄筋工	3,162	25,296	建具工	2,901	23,208
塗装工	3,409	27,272	ダクト工	2,678	21,424
溶接工	3,522	28,176	設備機械工	2,622	20,976

見習い、手元等の労働者 時給 1,127円（日額9,016円）



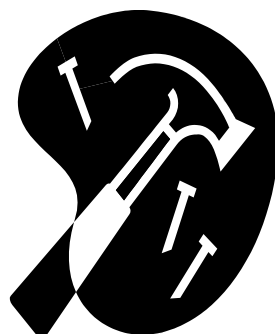
自分の賃金は下限額より低いかも……



**もし、あなたの賃金が下限額を下回っていたら申し出てください。**

（※申出等をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることはありません。）

**調査・確認し条例違反の事実があれば差額を受け取ることができます。**



## 申出先

受注者

発注者 〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1

渋谷区役所 総務部契約課契約係 ☎03-3463-1423